

令和4年度 PTCA役員改選・PTCA事務(案)

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|--------|---------|---------------------------------|
| 会長 | 仲本 千佳子 | |
| 副会長 | 新嘉喜 のり子 | |
| 副会長 | 森川 新也 | |
| 副会長 | 小橋川 淳 | |
| 参与 | 大城 美千代 | 学 校 長 |
| 幹 事 | 宮里 辰也 | 教 頭 |
| 幹 事 | 仲宗根 直司 | 教務主任 |
| 監査役 | 當山 正子 | |
| 監査役 | 根間 豊 | 2 学年主任 |
| 顧問 | 上原 隆 | 神原中学校評議委員 |
| 顧問 | 島袋 善克 | 神原中学校区青少協会長 |
| PTCA事務 | 上原 奈津子 | 勤務時間：月・火・水・木・金 午前8時45分～午後12時 |

専門委員会・学年委員会

| | | 氏名 | 備考 | 職 員 |
|-----------|------|-----------|----|------------------------------------|
| 学力向上推進委員会 | 委員長 | 有馬 多喜恵 | | *岡野 教子 玉城 智子 高瀬 智美 屋宜 名月 仲間 利恵子 |
| | 副委員長 | 平田 真紀子 | | |
| 保健体育委員会 | 委員長 | 根間 直樹 | | *玉城 静香 宮城 杏里 泉 祐之介 比嘉 寛子 |
| | 副委員長 | 北川 進太郎 | | |
| 総務委員会 | 委員長 | 國吉 陽子 | | *仲宗根 直司 根間 豊 日高 純理 江洲 あきお |
| | 副委員長 | 上原 みやび | | |
| 広報委員会 | 委員長 | 仲本 由香 | | *東風平 秀典 大石 美穂 伊良波 剛 内間 保子 |
| 健全育成委員会 | 委員長 | 榮 洋史 | | *喜納 政浩 宜保 光彦 仲地 和紀 神山 義治 |
| | 副委員長 | 兼本 篤 | | |
| 環境整備委員会 | 委員長 | 村岡 正治 | | *平安 貴子 高良 政之 大城 友香 立津 宏規 我那覇 美織 |
| 1 学年委員 | 委員長 | 田原 正美 | | 1 学年主任 日高 純理 |
| | | ハダディアン・理恵 | | |
| 2 学年委員 | 委員長 | 久高 政彦 | | 2 学年主任 根間 豊 |
| 3 学年委員 | 委員長 | 松岡 めぐみ | | 3 学年主任 江洲 あきお |

第三号議案(資料番号11)

令和4年度 P T C A活動計画(案)

| | 総務委員会 | 広報委員会 | 環境整備委員会 | 健全育成委員会 | 学力向上推進委員会 | 保健体育委員会 | 学年委員会 | 防犯安全特別委員会 | 防災特別委員会 |
|----------------|---|---|-----------------------------|--|---|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------|
| 令和4年活動計画 6月 | 専門部会 | 専門部会 | 専門部会 1回親子作業 ・3学年 6/26 | 専門部会 街頭指導6/17 (金) 2-1、3-1 | 専門部会 本庁ブロック 研修会 (6/ | 専門部会 市Pバレー ボール代表会 | 専門部会 3学年行事 (予定) | | |
| 7月 | 運営委員会 | | | 夜間街頭指導 7/15 (金) 1-1 | 第1回 市P家庭教育 研修会 (7/15) | PTAバレーボール ブロック大会 7/3 (日) | | | |
| 8月 | 運営委員会 | | | 夜間街頭指導 8/19 (金) 3-2 青少協主催綱引き 8/14 (日) | | | | | |
| 9月 | 運営委員会 | | 第2回親子 作業2学年 9/11 (日) | 夜間街頭指 導9/16 (金) 2-2 | | | 2学年行事 (予定) | | |
| 10月 | 運営委員会 | 第2回 P T C A新 聞発行 | | 夜間街頭指 導10/21 (金) 1-2 | 第1回 神原ノート 表彰式 | | | | |
| 11月 | 運営委員会 トックリキワタ祭 (11/12) 意見発表那覇地区 大会(11/25) | | | 夜間街頭指導 11/18 (金) 3-3 旗頭フェスタ (11/2) | | | | 防災研修会 (トックリキ ワタ祭) 11/12 | |
| 12月 | 運営委員会 | | | 夜間街頭指 導12/16 (金) 2-3 | | | | | |
| 1月 | 運営委員会 | | 第3回親子 作業1年 1/29 (日) | 夜間街頭指 導1/20 (金) 1-3 | | | 1学年行事 (予定) お守り贈呈式 (3年) | | |
| 2月 | 運営委員会 | | | 夜間街頭指 導2/17 (金) 3-4 | 3学年神原ノート 表彰者選定 第2回家庭教育研 修会 (2/18) | 那覇市PTA ボウリング大 会 2/5 (日) | | 親子防犯研 修会 | |
| 3月 | 運営委員会 | 第3回 P T C A新 聞発行 | | 夜間街頭指導3/17 (金) 1-4 卒業式の協力(巡 視) 3/11 (土) | 第2回神原ノート 表彰式 3年生は卒業式 前、1・2年生は修 業式 | | | | |
| 4月 | 運営委員会 | | | | | | | 親子ネット リテラシー 研修会 | |
| 5月 | 評議員会 P T C A総会 準備 | 評議員会 P T C A総会 第1回P T C A新 聞発行 | 評議員会 P T C A総会 | 評議員会 P T C A総会 夜間街頭指 導 ハーリー協力 | 評議員会 P T C A総会 | 評議員会 P T C A総会 ハーリー協力 | 評議員会 P T C A総会 ハーリー協力 | | |

※日程については変更になる可能性があります。

※運営委員会に（基本的に第3火曜日に18：30～）に各学年、各委員代表の出席をお願いします。

尚、都合により曜日・時間帯が、変更する場合がございます。

※コロナ感染症の状況により、予定が変更になることがございます。

令和4年度 P T C A 一般会計予算(案)

神原中学校 P T C A

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

収入の部

単位：円

| 項 | 目 | 科 目 | 今年度予算 | 前年度予算 | 増△減 | 説 明 |
|---|---|-------|-----------|-----------|---------|-------------------------------|
| 1 | 繰 | 越 金 | 881,175 | 482,934 | 398,241 | |
| 2 | 会 | 費 | 1,802,520 | 1,741,500 | 61,020 | |
| | 1 | 保護者会費 | 1,640,520 | 1,590,300 | 50,220 | 500円×12ヶ月×294世帯×93%（例年実績） |
| | 2 | 職員会費 | 162,000 | 151,200 | 10,800 | 450円×12ヶ月×30名 |
| 3 | 雑 | 収 入 | 5,040 | 0 | 5,040 | 140円×3灯×12ヶ月分（自治会等保安灯電気料補助事業） |
| | 合 | 計 | 2,688,735 | 2,224,434 | 464,301 | |

支出の部

| 項 | 目 | 科 目 | 今年度予算 | 前年度予算 | 増△減 | 説 明 |
|---|-------|---------|-----------|-----------|------------|----------------------------------|
| 1 | 運 | 営 費 | 1,244,500 | 1,368,000 | △ 123,500 | |
| | 1 | 会議費 | 15,000 | 15,000 | 0 | 会議時湯茶、新職員・離任職員への記念品代 |
| | 2 | 人件費 | 900,000 | 900,000 | 0 | 事務手当 |
| | 3 | 消耗品費 | 30,000 | 10,000 | 20,000 | ゴム印、文具等、インク代増額 |
| | 4 | 慶弔費 | 30,000 | 30,000 | 0 | 香典、祝儀等 |
| | 5 | 通信費 | 150,000 | 150,000 | 0 | 切手、インターネット通信料、z o o m代 |
| | 6 | 備品費 | 30,000 | 180,000 | △ 150,000 | PTCA室整備が終了した為 |
| | 7 | 外部監査費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 5,000円×2回 |
| | 8 | 製氷機費 | 73,000 | 73,000 | 0 | 製氷機リース・メンテナンス料 |
| | 9 | 光熱費 | 6,500 | 0 | 6,500 | 保安灯電気料 |
| 2 | 事 | 業 費 | 425,000 | 425,000 | 0 | |
| | 1 | 研修費 | 50,000 | 50,000 | 0 | 那覇地区PTA研修大会、本庁ブロック会議等 |
| | 2 | 総務委員会 | 40,000 | 20,000 | 20,000 | PTCA総会費用、PTCA功労者への記念品代、PTCA行事費など |
| | 3 | 学力向上委員会 | 50,000 | 50,000 | 0 | 神原ノート表彰（年2回実施） |
| | 4 | 保健体育委員会 | 30,000 | 30,000 | 0 | 市Pバレーボール大会、市Pポーリング大会参加費など |
| | 5 | 健全育成委員会 | 30,000 | 30,000 | 0 | |
| | 6 | 広報委員会 | 130,000 | 90,000 | 40,000 | 広報誌印刷代（年3回発行予定） |
| | 7 | 環境整備委員会 | 5,000 | 15,000 | △ 10,000 | P T A 作業道具、湯茶等 |
| | 8 | 学年委員会 | 90,000 | 90,000 | 0 | 学年行事補助（30,000円×3学年） |
| 9 | 歓送迎会費 | 0 | 50,000 | △ 50,000 | 教職員送別会費→廃止 | |
| 3 | 分 | 担 金 | 190,710 | 185,265 | 5,445 | |
| | 1 | 市P連・県P連 | 111,780 | 107,985 | 3,795 | 345円×(P)294世帯+ (T) 30名 |
| | 2 | 県P安全委員会 | 48,930 | 47,280 | 1,650 | 150円×(P)294世帯+(T)30名+330円(振込手数料) |
| | 3 | 青少協 | 20,000 | 20,000 | 0 | 令和4年度分 |
| | 4 | 市民会議 | 10,000 | 10,000 | 0 | 令和4年度那覇青少年健全育成会年会費 |
| 4 | | 予備費 | 828,525 | 246,169 | 582,356 | |
| | 合 | 計 | 2,688,735 | 2,224,434 | 464,301 | |

令和4年度文化・スポーツ振興費予算（案）

神原中学校PTCA

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

収入の部

単位：円

| 項 | 科 目 | 今年度予算 | 前年度予算 | 増△減 | 説 明 |
|---|-------|-----------|-----------|-----------|--|
| 1 | 繰越金 | 1,635,978 | 475,024 | 1,160,954 | 選手派遣育成費繰越金796,012円 +久米島駅伝積立費繰越金839,966円 |
| 2 | 保護者会費 | 915,120 | 685,224 | 229,896 | 250円×12ヶ月×328名×93%(例年実績) |
| | 合 計 | 2,551,098 | 1,160,248 | 1,390,850 | |

支出の部

単位：円

| 項 | 科 目 | 今年度予算 | 前年度予算 | 増△減 | 説 明 |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 1 | 派遣育成費 | 500,000 | 720,000 | △220,000 | 県外代表派遣・部活補助費など |
| 2 | 備品費 | 800,000 | 0 | 800,000 | 新設卓球台2台、女子バスケユニフォーム、野球ゲージなど |
| 3 | 文化スポーツ振興費 | 300,000 | 0 | 300,000 | 新設 |
| 4 | 久米島駅伝大会 | 500,000 | 0 | 500,000 | 令和5年度予定 |
| 5 | 学校車維持費 | 300,000 | 300,000 | 0 | ガソリン代・車両保険・車検・車税 |
| 6 | 予備費 | 151,098 | 140,248 | 10,850 | |
| | 合 計 | 2,551,098 | 1,160,248 | 1,390,850 | |

第三号議案（資料番号 15）

久米島駅伝用積立予算廃止について

3年に1度行われる久米島駅伝のため派遣費用を積立してきたが、久米島駅伝が中止となった場合、多額の繰越金が他の予算へ組み入れる事が出来ないため、令和4年度新設される「文化・スポーツ振興費」の中に久米島駅伝予算を組み込み、繰越金が発生した場合、広く文化・スポーツ活動資金として使用できるものとする。よって以下の「久米島駅伝用積立予算に関する規定」を廃止する。

（中体連）久米島駅伝用積立予算に関する規定

那覇市神原中学校 PTCA

本校の生徒及び引率者を、（中体連）久米島駅伝大会へ派遣するに際し、資金不足のため、PTCA 会費の一部を積立する事とし、健全な PTCA 運営ができるようにするための規定である。

<目的>

この規定は、神原中学校を代表して（中体連）久米島駅伝大会へ派遣する生徒及び引率者に対して派遣費用を支給することを目的とする。

久米島駅伝大会以外の用途の支出は行わない。

<支給基準>

派遣に関する支給基準は、選手派遣育成費の支給などに関する規定のとおりとする。

（附則） 平成30年5月26日より施行

令和4年5月22日廃止

令和4年度 学校図書館充実費予算(案)

神原中学校PTCA

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

収入の部

(円)

| 項 | 目 | 科目 | 本年度予算 | 前年度予算 | 増 △減 | 説明 |
|----|---|-------|---------|---------|--------|------------------------|
| 1 | | 繰越金 | 94,935 | 52,584 | 42,351 | |
| 2 | | 保護者会費 | 549,072 | 513,918 | 35,154 | 150円×12×328名×93%(例年実績) |
| 合計 | | | 644,007 | 566,502 | 77,505 | |

支出の部

| 項 | 目 | 科目 | 本年度予算 | 前年度予算 | 増 △減 | 説明 |
|----|---|-----|---------|---------|----------|-----------------|
| 1 | | 図書費 | 500,000 | 400,000 | 100,000 | 図書購入 |
| 2 | | 需用費 | 15,000 | 15,000 | 0 | 消耗品 |
| 3 | | 月刊誌 | 120,000 | 120,000 | 0 | 1,000円×10冊×12ヶ月 |
| 4 | | 予備費 | 9,007 | 31,502 | △ 22,495 | |
| 合計 | | | 644,007 | 566,502 | 77,505 | |

令和4年度 創立70周年積立予算(案)

神原中学校PTCA

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

収入の部

単位：円

| 項 | 目 | 科 目 | 今年度予算 | 前年度予算 | 増△減 | 説 明 |
|-----|-------|-----|---------|-----------|-------------|---------------------|
| 1 | 繰越金 | | 340,717 | 1,447,978 | △ 1,107,261 | |
| 2 | 保護者会費 | | 328,104 | 318,060 | 10,044 | 100円×12ヶ月×294世帯×93% |
| 合 計 | | | 668,821 | 1,766,038 | △ 1,097,217 | |

支出の部

| 項 | 目 | 科 目 | 今年度予算 | 前年度予算 | 増△減 | 説 明 |
|-----|----------|-----|-------|-----------|-------------|--------------------|
| 1 | 70周年記念事業 | | 0 | 1,447,978 | △ 1,447,978 | 創立70周年記念事業まで使用予定なし |
| | | | | | | 令和12年度予定 |
| 合 計 | | | 0 | 1,447,978 | △ 1,447,978 | |

神原中学校 PTCA 会則 改訂（案）（R4. 5. 22）

改定の要旨

- 1、PTCA 入会は自由意志によるものと明記（第3条（方針）追加）
保護者の入会有無に関わらず、活動は全ての生徒に寄与する
- 2、「役員選考委員会」については会則ではなく、規定を新たに制定し運用する
- 3、「学級委員長」を廃止し、学年委員長を評議員会、役員選考委員会にて選出する
- 4、役員解任に関する事
- 5、「総会」の項に書面および電磁的記録による議決について追記
- 6、会議の議決に関する事項を追加（参加者の過半数）
- 7、評議員会、運営委員会の構成員について整理
- 8、役員会、学級委員会は廃止
- 9、学級委員の廃止に伴い、学年委員会の構成員名称を「学年お世話係」とする
- 10、学年委員会の運営に生徒の参画を促す
- 11、特別委員会として「防犯特別委員会」の立ち上げを提案
防犯（不審者、サイバー犯罪など）対策、防犯教育、情報共有を促す
当面は会長が委員長を兼務、予算も予備費から支出とする
活動が軌道に乗り次第、予算を立て、専属の委員長を置くこととする

第四号議案（資料番号 18）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(第2条の次に次の1条を加える)</p> <p><u>第3条 (方針)</u></p> <p><u>この会は前記目的を果たすために活動する、社会教育法に基づき任意の社会教育団体であり、次の方針に従って活動する。</u></p> <p><u>1、会は営利を目的とせず、特定の政党や宗教に偏ることなく、その活動は会に賛同する会員資格のある人々の自由意志による参加によって運営される。</u></p> <p><u>2、会は会員一人一人が自由に主体的に関われるよう常に運営を工夫しなければならない。</u></p> <p><u>3、会の活動はその目的に沿って、全在校生に寄与するものである。</u></p> <p><u>4、生徒の福祉の増進のため、活動への理解を周知し、出来る限り会員資格のある全ての人々に加入していただけるよう努力する。</u></p> <p><u>第4条 (会員)</u></p> <p><u>本会の会員は、一になることの出来る者は、会に賛同し入会を希望する、次の者をもって構成する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1、神原中学校に在籍する生徒の保護者2、神原中学校の教職員3、この会に賛同する者 | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (名称)</p> <p>本会は、神原中学校 PTCA と称し、事務局を神原中学校に置く。</p> <p>(那覇市樋川2丁目8番1号)</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>本会は、生徒の健全育成と学力向上を図るため、会員及び地域の方々が一体なり、協力していくこと。併せて会員の親睦と教養を高めることを目的とする。</p> <p>第4条 (会員)</p> <p>本会の会員は、次の者をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none">1、神原中学校に在籍する生徒の保護者2、神原中学校の教職員3、この会に賛同する者 |

| | |
|---|--|
| <p>(第4条の次に次の1条を加える)</p> <p>第5条 (活動)</p> <p>本会は、その目的を達成するために次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、学校教育の振興、教育環境の整備に関する事 2、社会教育、家庭教育の振興に関する事 3、生徒の健全育成、安全に関する事 4、生徒、会員相互の福祉と親睦の促進 5、関係機関、団体との連携の促進 6、その他、本会の目的を達成するために必要な事 | |
| <p>(旧第2章第4条は全て削除)</p> <p>第2章 事業</p> <p>第4条 (事業)</p> <p>本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、本校の教育の振興と発展に関する事 2、学校教育に対する理解を深め、これを推進する 3、学校の環境整備の充実に努める 4、会員の研修活動を強化し、教育に対する理解を深める 5、生徒および会員の福利厚生に関する事 6、生徒の進路指導に関する事 7、校外生活を指導し、青少年の健全育成にあたる 8、社会教育の充実に努め、道徳教育を盛んにする | <p>第2章 事業</p> <p>第4条 (事業)</p> <p>本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、本校の教育の振興と発展に関する事 2、学校教育に対する理解を深め、これを推進する 3、学校の環境整備の充実に努める 4、会員の研修活動を強化し、教育に対する理解を深める 5、生徒および会員の福利厚生に関する事 6、生徒の進路指導に関する事 7、校外生活を指導し、青少年の健全育成にあたる 8、社会教育の充実に努め、道徳教育を盛んにする 9、会員相互の教養を高め、親睦を図る |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----|-------|---------------------|------|------------------|------|----------------------|-------|---------------------|------|---------------------|----------------|-----------|-----------------|------------|----------------|-----------|------------------|------------|--|------|----|-------|---------------------|------|----|------|----|-------|---------------------|------|---------------------|
| <p>——9、会員相互の教養を高め、親睦を図る</p> <p>——10、その他必要な事項に関すること</p> <p>第5条（専門委員会）</p> <p>→全て第3章（会議）第17条（専門部会）へ移動し改正</p> | <p>10、その他必要な事項に関すること</p> <p>第5条（専門委員会） 略</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3章 役員</p> <p>第6条（役員）</p> <p>本会に次の役員を置く</p> <table border="0"> <tr> <td>1、会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>2、副会長</td> <td>3名（但し、必要ある場合は増員できる）</td> </tr> <tr> <td>3、参与</td> <td>1名（学校長）</td> </tr> <tr> <td>4、幹事</td> <td>2名（教頭、教務主任）</td> </tr> <tr> <td>5、監査役</td> <td>2名（但し、必要ある場合は増員できる）</td> </tr> <tr> <td>6、顧問</td> <td>若干名（但し、地域の方からも専任する）</td> </tr> <tr> <td>7、専門委員長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>8、専門副委員長</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>9、学年委員長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>10、学年副委員長</td> <td>若干名</td> </tr> </table> <p>第7条（役員選出）</p> | 1、会長 | 1名 | 2、副会長 | 3名（但し、必要ある場合は増員できる） | 3、参与 | 1名（ 学校長 ） | 4、幹事 | 2名（ 教頭、教務主任 ） | 5、監査役 | 2名（但し、必要ある場合は増員できる） | 6、顧問 | 若干名（但し、地域の方からも専任する） | 7、専門委員長 | 1名 | 8、専門副委員長 | 若干名 | 9、学年委員長 | 1名 | 10、学年副委員長 | 若干名 | <p>第3章 役員</p> <p>第6条（役員）</p> <p>本会に次の役員を置く</p> <table border="0"> <tr> <td>1、会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>2、副会長</td> <td>3名（但し、必要ある場合は増員できる）</td> </tr> <tr> <td>3、参与</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>4、幹事</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>5、監査役</td> <td>2名（但し、必要ある場合は増員できる）</td> </tr> <tr> <td>6、顧問</td> <td>若干名（但し、地域の方からも専任する）</td> </tr> </table> <p>第7条（役員選出）</p> <p>本会の役員を選出は次のとおりとする。</p> | 1、会長 | 1名 | 2、副会長 | 3名（但し、必要ある場合は増員できる） | 3、参与 | 1名 | 4、幹事 | 2名 | 5、監査役 | 2名（但し、必要ある場合は増員できる） | 6、顧問 | 若干名（但し、地域の方からも専任する） |
| 1、会長 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2、副会長 | 3名（但し、必要ある場合は増員できる） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3、参与 | 1名（ 学校長 ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4、幹事 | 2名（ 教頭、教務主任 ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5、監査役 | 2名（但し、必要ある場合は増員できる） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6、顧問 | 若干名（但し、地域の方からも専任する） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7、専門委員長 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8、専門副委員長 | 若干名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9、学年委員長 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10、学年副委員長 | 若干名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1、会長 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2、副会長 | 3名（但し、必要ある場合は増員できる） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3、参与 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4、幹事 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5、監査役 | 2名（但し、必要ある場合は増員できる） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6、顧問 | 若干名（但し、地域の方からも専任する） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

本会の役員の選出は次のとおりとする。なお、役員選考委員会の運営方法に関しては別に規程にて定める。

- 1、会長および副会長、監査役は、役員選考委員会で選出、選考し、評議員会および総会で承認を得るものとする。
- ~~2、参与は校長とする~~
- 3、監査役は、他の役員をかねることは出来ない。
- ~~4、幹事は、教頭・教務とし、会長が委嘱する。但し、評議員会において承認を得、総会に報告するものとする~~
- 5、顧問は、会長の諮問機関とし、会長が委嘱する。但し、評議員会において承認を得、総会に報告するものとする。
- 6、専門正副委員長、学年正副委員長は役員選考委員会もしくは評議員会によって選出、承認される。

~~第8条 本会の学年正副委員長・専門委員会正副委員長の選出は次のとおりとする。~~

- ~~1、学年正副委員長は、学級正副委員長が互選する。~~
- ~~2、専門正副委員長は、それぞれの専門委員会において選出する。~~

第8条（任期）

本会の役員の任期は1年とし、再任を防げない。

- 1、会長および副会長、監査役は、役員選考委員会で選出、選考し、評議員会および総会で承認を得るものとする。
- 2、参与は校長とする
- 3、監査役は、他の役員をかねることは出来ない。
- 4、幹事は、教頭・教務とし、会長が委嘱する。但し、評議員会において承認を得、総会に報告するものとする
- 5、顧問は、会長の諮問機関とし、会長が委嘱する。但し、評議員会において承認を得、総会に報告するものとする。

第8条 本会の学年正副委員長・専門委員会正副委員長の選出は次のとおりとする。

- 1、学年正副委員長は、学級正副委員長が互選する。
- 2、専門正副委員長は、それぞれの専門委員会において選出する。

第9条（任期）

本会の役員の任期は1年とし、再任を防げない。

~~第10条 本会の学年正副委員長・専門正副委員長は任期を1年とするが、再任を防げない。~~

(第8条の次に次の1条を加える)

第9条 (役員解任)

役員が次の各号に該当するときは、評議員会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1、心身の故障のため職務に堪えないと認められるとき
- 2、職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき

~~第10条~~ 第11条 (役員任務)

~~本会の役員および専門正副委員長・学年正副委員長・学級正副委員長の任務は次のとおりとする。~~

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けた時はその職務代行する。副会長は書記を兼務する。
- 3、監査役は、本会の会計および事務を監査し、その結果を評議員会・総会において報告する。

第10条 本会の学年正副委員長・専門正副委員長は任期を1年とするが、再任を防げない。

第11条 (役員任務)

本会の役員および専門正副委員長・学年正副委員長・学級正副委員長の任務は次のとおりとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けた時はその職務代行する。副会長は書記を兼務する。
- 3、監査役は、本会の会計および事務を監査し、その結果を評議員会・総会において報告する。

| | |
|---|---|
| <p>4、幹事は、本会の事務を処理し、会長の求めに応じて、各会合に参加し、意見を述べ、資料を提供する。 会務に必要な調整を図る</p> <p>5、顧問は、会長の諮問に応じて各集会に出席し、意見を述べる事が出来る。</p> <p>6、学年・学級正副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>7、専門委員長は、専門委員会を統括し、その運営にあたる。</p> <p>8、専門副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>9、参与は各集会に参加し、意見を述べ、指導助言をすることができる。</p> | <p>4、幹事は、本会の事務を処理し、会長の求めに応じて、各会合に参加し、意見を述べ、資料を提供する。</p> <p>5、顧問は、会長の諮問に応じて各集会に出席し、意見を述べる事が出来る。</p> <p>6、学年・学級正副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>7、専門委員長は、専門委員会を統括し、その運営にあたる。</p> <p>8、専門副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>9、参与は各集会に参加し、意見を述べ、指導助言をすることができる。</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>第3章 会議</p> <p>第1-2-11条 (会議) 本会の集会は、総会・評議員会・運営委員会・役員会・専門委員会・特別委員会・学年委員会・学級委員会とする。</p> <p>第1-3-12条 (総会) 総会は、本会の最高議決機関であり、年度始めに年1回開催とする。</p> | <p>第12条 (会議) 本会の集会は、総会・評議員会・役員会・専門委員会・特別委員会・学年委員会・学級委員会とする。</p> <p>第13条 (総会) 総会は、年1回開催とする。 但し、臨時に開催する事ができる。</p> |
|---|--|

但し、評議員会の決議および会長が認める場合は臨時に開催する事ができる。

総会の審議決定事項は次のとおりとする。

また、議事の進行は教職員から1名、PTCA 会員から一名選出し行うこととする。

なお会長が必要を認めた場合、書面または電磁的記録による審議の上、決議することができる。

- 1、予算・決算の承認
- 2、活動計画・活動報告の承認
- ~~2、~~ 3、会則の制定および改廃の承認
- ~~3、~~ 会務の報告
- 4、会長・副会長・監査役選出の承認
- ~~5、~~ 監査役の承認
- 6、5、その他評議員会において重要事項と認めた必要な事項

第~~14~~15条（評議員会）

1、評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、必要に応じて招集する。

2、緊急の場合は、総会を代理する。この場合は次の総会に報告する。

3、評議員会は、次の者をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 1) 会長・副会長

総会の決定事項は次のとおりとする。

また、議事の進行は教職員から1名、PTCA 会員から一名選出し行うこととする。

- 1、予算・決算の承認
- 2、会則の制定および改廃
- 3、会務の報告
- 4、会長・副会長の承認
- 5、監査役の承認
- 6、その他必要な事項

第14条（評議員会）

評議員会は、次の者をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 1) 会長・副会長
- 2) 学年委員長・学級委員長・専門委員長・専門副

2) 学年委員長・**学年副委員長**・学級委員長・専門委員長・専門副委員長

3) 学年主任

4) 生徒指導主事

~~5) 進路指導主任~~

~~6) 環境整備主任~~

~~7) 5) 参与~~

~~8) 6) 幹事~~

7) 顧問

4、評議員会は、次の事項を審議する

1) 会長・副会長および監査役**人事案**の選出**承認**

2) 総会に提案する事項

3) 総会において委任された事項

~~4) 緊急の場合は、総会を代理する。この場合は、~~

~~次の総会に報告する。~~

4) 規定、細則、要項の改廃

5) その他必要な事項

~~第15~~ **16**条 (運営委員会)

1、運営委員会は、執行機関であり、会長、副会長、相談役、幹事、書記会計、各正副専門委員長、並びに学年

委員長

3) 学年主任

4) 生徒指導主事

5) 進路指導主任

6) 環境整備主任

7) 参与

8) 幹事

評議員会は、次の事項を審議する

1) 会長・副会長および監査役の選出

2) 総会に提案する事項

3) 総会において委任された事項

4) 緊急の場合は、総会を代理する。この場合は、

次の総会に報告する。

5) その他必要な事項

第15条 (運営委員会)

運営委員会は、執行機関で、会長、副会長、相談役、幹事、書記会計、各正副専門委員長、並びに学年 PTA 正副委員長を以て構成し、原則として定期開催と、会長が必要と認めたときに招集され、下記の事項について処理する。

PTA 正副委員長を以て構成し、原則として定期開催と、会長が必要と認めたときに招集され、下記の事項について処理する。

2、運営委員会は、次の者をもって構成する。

- 1) 会長・副会長
- 2) 学年委員長・学年副委員長
- 3) 学年主任
- 4) 専門委員長・専門副委員長（保護者・教職員）
- 5) 生徒指導主事
- 6) 参与
- 7) 幹事
- 8) 書記会計（PTCA 事務）

3、運営委員会は下記の事項について処理する

- 1) 活動計画の実施と連絡調整
- 2) 評議委員会への提出案件の作成
- 3) 予算の款、項、間の流用執行
- 4) 総会および評議員会の決議事項の処理
- 4) 5) その他必要な事項

（第16条、第17条、第18条は全て削除）

~~第16条（役員会）~~

~~役員会の任務は次のとおりとする~~

~~1、PTA 活動の円滑化を図るため、この会に定例会を設け、毎月1回開催~~

- 1) 活動計画の実施と連絡調整
- 2) 評議委員会への提出案件の作成
- 3) 予算の款、項、間の流用
- 4) その他必要な事項

第16条（役員会）

役員会の任務は次のとおりとする

- 1、PTA 活動の円滑化を図るため、この会に定例会を設け、毎月1回開催
- 2、評議員会に提案する事項の準備
- 3、総会及び評議員会の決議事項の処理
- 4、年会運営実践系計画

- ~~— 2、評議員会に提案する事項の準備~~
- ~~— 3、総会及び評議員会の決議事項の処理~~
- ~~— 4、年会運営実践系計画~~
- ~~— 5、その他運営に関すること~~

~~第17条 役員会は次の者で構成し、必要に応じて会長が招集する~~

- ~~— 1、会長~~
- ~~— 2、副会長~~
- ~~— 3、参与~~
- ~~— 4、幹事~~
- ~~— 5、総務委員長~~
- ~~— 6、顧問~~
- ~~— 7、PTCA 事務~~

~~(役員選考委員会) → 1) ~ 6) 項 全て「役員選考委員会規程」へ~~

~~1) 役員選考委員会は、神原中学校 PTCA 正副会長、並びに監査員を選出する会である~~

~~— 2) 役員選考委員会は、幹事 2 名、PTCA 各学年代表各 1 名、PTCA 専門部代表各 1 名の合計 11 名、および生徒が在籍せず退任する副会長を以て構成する~~

~~— 3) 役員選考委員会は、幹事（教頭）が招集し、議長は互選によって決める~~

5、その他運営に関すること

第17条 役員会は次の者で構成し、必要に応じて会長が招集する

- 1、会長
- 2、副会長
- 3、参与
- 4、幹事
- 5、総務委員長
- 6、顧問
- 7、PTCA 事務

(役員選考委員会)

1) 役員選考委員会は、神原中学校 PTCA 正副会長、並びに監査員を選出する会である

2) 役員選考委員会は、幹事 2 名、PTCA 各学年代表各 1 名、PTCA 専門部代表各 1 名の合計 11 名、および生徒が在籍せず退任する副会長を以て構成する

3) 役員選考委員会は、幹事（教頭）が招集し、議長は互選によって決める

4) 原則として、役員選考委員会は、役員候補者になることができない。但し役員選考委員会の中より役員候補者がでた場合、役員選考委員の資格を失う。それによって生じた欠員は、その学年または専門部より補充する

—4) 原則として、役員選考委員会は、役員候補者になることができない。但し役員選考委員会の中より役員候補者がでた場合、役員選考委員の資格を失う。それによって生じた欠員は、その学年または専門部より補充する

—5) 役員選考委員会は、役員の指名を発表する前に被候補者の同意を得て評議会に推薦する

—6) 役員選考委員会は、その任務を終了したときは解散する

第1817条（専門委員会）

各専門委員会は、各学級で選出された専門委員と教職員で構成し、委員は必要に応じて委員長が招集する。

各専門委員会は、事業計画の策定、予算の要求を行い、他の委員会との連携を図り、協力しながら活動する。

本会は、目的を達するため、次の専門委員会を置く。

1、総務委員会

1) 定例役員会に参加する

総会、評議員会、運営委員会の運営調整

2) 各委員会の連絡調整に関する事

3) 他の委員会に属しない事項に関する事

4) 庶務的、渉外的な事項に関する事

5) 役員選考委員会は、役員の指名を発表する前に被候補者の同意を得て評議会に推薦する

6) 役員選考委員会は、その任務を終了したときは解散する

第18条（専門委員会）

各専門委員会は、各学級で選出された専門委員と教職員で構成し、委員は必要に応じて委員長が招集する。

（以下第4条より）

本会は、目的を達するため、次の専門委員会を置く。

各専門委員会は、各学級より選出された委員および教職員で構成し、事業計画の策定、予算の要求を行い、他の委員会との連携を図り、協力しながら活動する。

1、総務委員会

1) 定例役員会に参加する

2) 各委員会の連絡調整に関する事

3) 他の委員会に属しない事項に関する事

4) 庶務的、渉外的な事項に関する事

5) 他団体との連携に関する事

2、学力向上推進委員会

1) 生徒の学力向上に関する事

2) 進路指導に関する事

5) 他団体との連携に関すること

2、学力向上推進委員会

1) 生徒の学力向上に関すること

2) 進路指導に関すること

~~3) 就職に関すること~~

4) 学校図書館の充実に関すること

~~5) 学習発表などへの協力に関すること~~

~~6) 婦人活動に関すること~~

~~7) 研修計画の立案に関すること~~

8) 会員相互の向上に関すること

9) 講演会、他団体との交流に関すること

10) 家庭教育の振興に関すること

3、保健体育委員会

1) 生徒の保健・安全に関すること

2) 体力・体位向上に関すること

3) 運動会および各種競技に関すること

4) 会員相互の親睦とレクリエーションに関すること

~~5) 給食に関すること~~

4、広報委員会

1) PTA 新聞の編集

3) 就職に関すること

4) 学校図書館の充実に関すること

5) 学習発表などへの協力に関すること

6) 婦人活動に関すること

7) 研修計画の立案に関すること

8) 会員相互の向上に関すること

9) 講演会、他団体との交流に関すること

10) 家庭教育の振興に関すること

3、保健体育委員会

1) 生徒の保健・安全に関すること

2) 体力・体位向上に関すること

3) 運動会および各種競技に関すること

4) 会員相互の親睦とレクリエーションに関すること

5) 給食に関すること

4、広報委員会

1) PTA 新聞の編集

2) 各種広報活動に関すること

3) 教育世論の形成に関すること

4) コミュニケーションの確立に関すること

5、環境整備委員会

- 2) 各種広報活動に関する事
- ~~3) 教育世論の形成に関する事~~
- 4) コミュニケーションの確立に関する事

5、環境整備委員会

- 1) 学習環境の整備に関する事
- 2) 校内の緑化と美化活動に関する事
- 3) 環境の安全対策に関する事

6、健全育成委員会

- ~~1) 環境浄化に関する事~~
- ~~2) 生活指導に関する事~~
- 3) 青少年健全育成に関する事
- ~~4) 福利厚生に関する事~~
- 5) 交通安全・水難事故防止に関する事
- ~~6) 教育隣組・子ども会育成に関する事~~
- 7) 家庭・学校・地域の連携に関する事
- 8) 部活動育成父母会に関する事

~~*会員すべての父親により構成される「親父の会」は、健全育成委員会に属し互いに連携・協力し活動する。~~

~~*年度の仕事情容にあわせて委員会を超えて協力しあつて活動することを三役会で承認できる。~~

第1918条 (学年委員会)

- 1) 学習環境の整備に関する事
- 2) 校内の緑化と美化活動に関する事
- 3) 環境の安全対策に関する事

6、健全育成委員会

- 1) 環境浄化に関する事
- 2) 生活指導に関する事
- 3) 青少年健全育成に関する事
- 4) 福利厚生に関する事
- 5) 交通安全・水難事故防止に関する事
- 6) 教育隣組・子ども会育成に関する事
- 7) 家庭・学校・地域の連携に関する事
- 8) 部活動育成父母会に関する事

*会員すべての父親により構成される「親父の会」は、健全育成委員会に属し互いに連携・協力し活動する。

*年度の仕事情容にあわせて委員会を超えて協力しあつて活動することを三役会で承認できる。

第19条 (学年委員会)

学年委員会は、学級委員会の正副委員長および学年所属職員をもって組織し、必要に応じて、委員長が招集する。

学年委員会は、学級および学年から提出された事項について、審議する。

学年委員会は、学級委員会の正副委員長~~学年お世話係~~および学年所属職員をもって組織し、必要に応じて、委員長が招集する。

学年委員会は、学級および学年から提出された事項について、審議する。

学年委員会は生徒の学年委員会と連携し、積極的に生徒の参画を促すこと。

(第20条は全て削除)

~~第20条(学級委員会)~~

~~学級委員会は、学級の会員を以て組織し、必要に応じて委員長が招集する。~~

- ~~1) 学級委員かいの正副委員長は、学級の会員が互選する~~
- ~~2) 学級委員会は、本校 PTCA の実践機関であり、各種活動・行事などの実践的推進役である~~

~~学級委員会は、PTCA の原点である保護者と教師の信頼関係を強化し、学校教育の充実と発展を促進することを目的とする~~

~~第2119条(特別委員会)~~

~~会長は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。~~

1、防犯安全特別委員会

第20条(学級委員会)

学級委員会は、学級の会員を以て組織し、必要に応じて委員長が招集する。

- 1) 学級委員かいの正副委員長は、学級の会員が互選する
- 2) 学級委員会は、本校 PTCA の実践機関であり、各種活動・行事などの実践的推進役である

学級委員会は、PTCA の原点である保護者と教師の信頼関係を強化し、学校教育の充実と発展を促進することを目的とする

第21条(特別委員会)

会長は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

防犯委員会は、会長が必要に応じて役員を招集し、下記の事項に関して審議し処理する。当面 PTCA 会長が委員長を兼務し、必要予算は予備費から拠出するものとする。

- 1) 校内外における防犯対策に関すること
- 2) 生徒への防犯教育に関すること
- 3) 家庭・学校・地域との防犯に関する情報共有に関すること

2、防災特別委員会

防災委員会は、会長が必要に応じて役員を招集し、下記の事項に関して審議し処理する。当面 PTCA 会長が委員長を兼務し、必要予算は予備費から拠出するものとする。

- 1) 校内外における防災対策に関すること
- 2) 生徒への防災教育に関すること
- 3) 家庭・学校・地域との防災に関する情報共有に関すること

(第19条の次に次の1条を加える)

第20条(議決)

この章に定める会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時には議長の決するところによる。

第4章 会計

第2-2 2 1条（経費）

本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。但し、本会の役員選出で監査役並びに顧問が本校生徒の保護者や教職員以外の場合に限り会費については免除とする。

第2-3 2 2条（特別会計）

本会は必要に応じて特別会計を置くことができる。

特別会計はそれぞれ別に定める規定に基づいて運用する。

1、創立70周年積立予算

~~2、中体連 久米島駅伝用積立予算~~

→特別会計積立を廃止し、スポーツ・文化振興費（旧 選手派遣育成費予算）の中で運用することとする

第2-4 2 3条（決算）

本会の収支決算は監査役の監査を受けなければならない。

第2-5 2 4条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

。第4章 会計

第2 2条（経費）

本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。但し、本会の役員選出で監査役並びに顧問が、本校生徒の保護者や教職員以外の場合に限り会費については免除とする。

第2 3条（特別会計）

本会は必要に応じて特別会計を置くことができる。

1、創立70周年積立予算

2、中体連 久米島駅伝用積立予算

第2 4条（決算）

本会の収支決算は監査役の監査を受けなければならない。

第2 5条（会計年度）

~~第26~~25条（帳簿）

本会に次の帳簿を備える。

- 1、会則
- 2、会員名簿
- 3、役員ならびに評議員名簿
- 4、会計簿
- 5、証書類
- 6、記録簿
- 7、文書綴り

~~第27~~28条（会計事務職員）

本会は、その事務を司る事務職員を1名置く。事務職員には手当を支給する。

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条（帳簿）

本会に次の帳簿を備える。

- 1、会則
- 2、会員名簿
- 3、役員ならびに評議員名簿
- 4、会計簿
- 5、証書類
- 6、記録簿
- 7、文書綴り

第27条（会計事務職員）

本会は、その事務を司る事務職員を1名置く。事務職員には手当を支給する。

神原中学校 PTCA 役員選考委員会規定（案）

- 1) 役員選考委員会は、神原中学校 PTCA 正副会長、並びに監査員を選出する会である
- 2) 役員選考委員会は、幹事 2 名、PTCA 各学年代表各 1 名、PTCA 専門部代表各 1 名の合計 11 名、および生徒が在籍せず退任する副会長を以て構成する
- 3) 役員選考委員会は、幹事（教頭）が招集し、議長は互選によって決める
- 4) 原則として、役員選考委員会は、役員候補者になることができない。但し役員選考委員会の中より役員候補者がでた場合、役員選考委員の資格を失う。それによって生じた欠員は、その学年または専門部より補充する
- 5) 役員選考委員会は、役員の指名を発表する前に被候補者の同意を得て評議会に推薦する
- 6) 役員選考委員会は、その任務を終了したときは解散する

附則) 令和 4 年 5 月 22 日より施行

第五号議案（資料番号 20）

神原中学校「創立記念日」制定について

神原中学校は、1961年に設置が決まり、設置当初は校舎の建築が間に合わず、1453人、29クラスの「与儀中学校」という名称で那覇中、上山中、寄宮中、真和志中の4校に生徒が分散し、教室を間借りしてスタートしました。

生徒も先生も4校に分散している中で、校章や制服を決め、PTAとの話し合いで学校名も「神原中学校」に変更しました。

1962年2月10日に分散していた4校で盛大に分散式が行われた後、校長、PTA会長を先頭に平和通りを通り、神里原から学校に入り、4校から集まった生徒が統合式を行い、神原中学校としての「学び」がスタートしました。

本校では、その統合式が行われた2月10日を「創立記念日」として制定したいと考えています。

令和 3 年度

神原中学校 P T C A 功労者表彰

P T C A 活動へのご協力に感謝申し上げます。

| | |
|----------|--------|
| ☆ 井川 伸夫 | 副会長 |
| ☆ 砂辺 礼子 | 副会長 |
| ☆ 真栄城 孝 | 総務部長 |
| ☆ 嘉手苺 寛昭 | 環境整備部長 |
| ☆ 當眞 洋之 | 学年委員長 |
| ☆ 普久原 毅伸 | 学年副委員長 |
| ☆ 馬上 晃 | 学校長 |
| ☆ 足立 忠敬 | 職員 |
| ☆ 照屋 真紀子 | 職員 |

(資料番号 22)

選手派遣育成費の支給等に関する規定

那覇市立神原中学校PTCA

本校の生徒の諸大会等への参加についてはPTCA会員の積み立てによる選手派遣育成費の中から旅費等を支給しているが、公平・公正な支給を期すため次のとおり確認する。

【趣旨】

第1条 この規定は、本校の生徒が県・地区・学校等を代表して、学校教育活動の一環としての運動競技及び文化活動に参加するため、県外または県内に派遣される場合における派遣費の支給に関し、必要な事項を定める。

【支給対象の大会及び事業】

第2条 第1条により派遣される場合の派遣費の支給対象を次のとおり定める。

- (1) 中体連の主催又は共催する大会及び事業または各種団体・協会が主催する大会及び事業
- (2) 中文連の主催又は共催する大会及び事業
- (3) 文部科学省及び那覇市教育委員会の主催又は共催する大会及び事業
- (4) 吹奏楽連盟、合唱連盟の主催する大会及び事業
- (5) その他、教科等に関わる学校代表並びに学校長が認める大会及び事業
- (6) PTCAが主催する大会及び事業（意見発表大会等）

【支給項目】

第3条 支給項目は次のとおりとする。

- (1) 大会参加費及び登録料
- (2) 派遣交通費
- (3) 吹奏楽部の楽器の輸送費（但し、年間2回まで）

【支給基準】

第4条 派遣に係る支給基準は次のとおりとする。

- (1) 大会参加費及び登録
- (2) 料は各部とも上限3万円までとする。（交通費・輸送費含む）
- (3) 派遣に係る経費の負担については、次のとおりとする。
 - ① 生徒の経費について（登録選手のみ、マネージャー外部コーチは除く）
生徒の経費については中体連主催の大会のみに限り、総費用（往復航空運賃、宿泊料、交通費）から補助金を差し引いて、その5割を支給し、残り5割については自己負担とする。県大会が離島で行われる場合、及び地区駅伝久米島大会については総費用から半額を支給し残りは自己負担とする。但し、食費は自己負担とする。

- ② 引率の経費について（地区駅伝及び陸上大会等）
県からの旅費支給がない場合は、派遣費より全額支給するが、最大2名分までとする。
また、旅費の支給はあるが、実費に不足が生じた場合は、その差額分を支給する。
 - ③ 部活動の中体連・中文連以外の大会については、派遣交通費のみ激励金として支給する。
金額は校長・PTCA会長の判断に委ねるものとする。但し、年間最大2回までとする。
 - ④ 在校生の県外派遣について
九州大会及び全国大会への参加については各競技についてそれぞれ激励金として支給。
金額は5,000円を年一回のみとする。
- (3) 大会等が本島内の場合、予算の関係上、保護者による会場間の送迎が望ましいが、それが出来ない場合は学校車を最大限活用する。
- ア、学校車使用予定で大会と練習試合が重なった場合は、大会を優先する。
- イ、大会の重なりは大会会場の遠距離を優先する。

※ 但し、この選手派遣育成費については、毎年、各部活動の顧問とPTCAで検討するものとする。

【請求方法】

第5条 請求は支払何書によるものとし、更に円滑に事務処理を行うため以下の添付資料を提出する。

- ① 派遣依頼文書（大会要項含む）
- ② 参加料及び登録料（登録選手名簿）領収証
- ③ 交通費・宿泊費の領収証

附則 本規定は、平成21年9月29日より施行する。

本規定は、平成27年6月1日より施行する。

本規定は、令和1年6月1日より施行する。

(資料番号 23)

神原中学校 P T C A 表彰及び慶弔等に関する規定

(適用範囲)

第 1 条 この規定は、本会の会員および生徒、本校の発展に寄与した者に適用する。

(表彰)

第 2 条 表彰は、P T C A 活動に顕著な功績があり、他の模範として推奨に値する業績もしくは善行があった者に対して行い、次に該当する者および団体とする。

- (1) 本会の会長として一年以上活動し、その任期を終えた者
- (2) 本会の副会長、専門委員長、学年委員長として二年以上活動し任期を終えた者
- (3) 本会の会員として、三年以上活動し、その功績が顕著と認められる者
- (4) 本校で定年・勸奨退職した者
- (5) 本会の会員以外で会の発展に尽力し、その功績が顕著と認められる者および団体
- (6) 上記に該当しないが、役員会や評議員会で推薦があった者

第 3 条 表彰は、会長及び学校長の連名で表彰状及び副賞を添えて授与する。

第 4 条 被表彰者の決定については、役員会で審査、選考を行い、評議員会承認を得なければならない。選考の基準として、最新年度からさかのぼって三年の活動とする。

第 5 条 表彰は、原則として毎年定期総会において行う。但し、特別必要と認められた時は、随時、表彰することができる。

第 6 条 本会の役員、または評議員として活躍した者で功績顕著な者を上部機関及び他の団体に推薦することができる。(推薦基準を充たしている者)

(慶弔見舞金)

第 7 条 本会の会員及び生徒に慶弔、被災があった場合や P T A 団体として対外行事に参加する際は、それぞれに P T C A として金品を贈り慶弔の意を表明する。

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| (1) 職員が結婚した時は、祝儀として | 5000 円 |
| (2) P T C A 会員及び生徒が死亡した時は弔慰金として | 5000 円 |
| (3) P T C A 会員が火災や天災にあった時は見舞金として | 5000 円 |
| (4) P T C A 団体として案内を受けた対外行事への参加費用として | 3000 円 |
- (花束や品物を贈る場合も同等の金額とする)

第 8 条 本規定に該当しない必要事項については、役員会の判断で適宜措置することができる。

第 9 条 本規定の執行は、会長またはその代理者があたる。

(付則)

本規定は平成 22 年 5 月 12 日より施行する。

(資料番号 24)

創立 70 周年積立予算に関する規定

那覇市立神原中学校 PTCA

次回実施予定の、神原中学校創立 70 周年記念行事を運営する際、資金不足防止の為、PTCA 会費の一部を積立し、健全な PTCA 運営ができるようにするために規定する。

【目的】

この規定は、神原中学校創立 70 周年記念行事の運営費用を造成すること目的とする。
本行事以外用途の支出は行わない。

(附則) 令和 3 年 6 月 1 日より施行